

## 6. 国際予備審査機関から送付される通知等

(空白頁)

## 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際予備審査機関）

代理人  国際 太郎 様  あて名 〒100-0013 日本国東京都千代田区霞ヶ関三丁目4番3号		PCT  特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第二章）の 送付の通知書  （法施行規則第57条） 〔PCT規則71.1〕	
出願人又は代理人 の書類記号 6789J		発送日 （日.月.年） 31.03.2016  重要な通知	
国際出願番号 PCT/J P 2015/88888	国際出願日 （日.月.年） 19.12.2015	優先日 （日.月.年） 20.12.2014	
出願人（氏名又は名称） 株式会社パテント			
<p>1. 国際予備審査機関は、この国際出願に関して特許性に関する国際予備報告及び付属書類が作成されている場合には、それらをこの送付書とともに送付することを、出願人に通知する。</p> <p>2. 国際予備報告及び付属書類が作成されている場合には、すべての選択官庁に通知するために、それらの写しを国際事務局に送付する。</p> <p>3. 選択官庁から要求があったときは、国際事務局は国際予備報告（付属書類を除く）の英語の翻訳文を作成し、それをその選択官庁に送付する。</p> <p>4. 注 意</p> <p>出願人は、各選択官庁に対し優先日から30月以内に（官庁によってはもっと遅く）所定の手続（翻訳文の提出及び国内手数料の支払い）をしなければならない（PCT39条（1））（様式PCT/IB/301とともに国際事務局から送付された注を参照）。</p> <p>国際出願の翻訳文が選択官庁に提出された場合には、その翻訳文は、特許性に関する国際予備報告の付属書類の翻訳文を含まなければならない。この翻訳文を作成し、関係する選択官庁に直接送付するのは出願人の責任である。</p> <p>選択官庁が適用する期間及び要件の詳細については、PCT出願人の手引き第II巻を参照すること。</p> <p>出願人はPCT第33条（5）に注意する。すなわち、PCT第33条（2）から（4）までに規定する新規性、進歩性及び産業上利用可能性の基準は国際予備審査にのみ用いるものであり、締約国は、請求の範囲に記載されている発明が自国において特許を受けることができる発明であるかどうかを決定するに当たっては、追加の又は異なる基準を適用することができる（PCT第27条（5）も併せて参照）。そのような追加の基準は、例えば、実施可能要件や特許請求の範囲の明確性又は裏付け要件を、特許要件から免除することも含む。</p>			
名称及びあて名 日本国特許庁（IPEA/J P） 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		権限のある職員 特許庁長官 電話番号 03-3581-1101 内線 3113	9Z 9999

様式PCT/IPEA/416（2004年1月）

添付用紙の注意書きを参照

## 特許協力条約

P C T

特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第二章）

(法第 12 条、法施行規則第 56 条)

〔 P C T 36 条及び P C T 規則 70 〕

出願人又は代理人 の書類記号 5678H	今後の手続については、様式 P C T / I P E A / 4 1 6 を参照すること。	
国際出願番号 P C T / J P 2 0 1 5 / 8 8 8 8 8 8	国際出願日 (日. 月. 年) 2 0 . 1 2 . 2 0 1 5	優先日 (日. 月. 年) 2 0 . 1 2 . 2 0 1 4
国際特許分類 ( I P C ) Int.Cl. H04M3/00(2006.01)i		
出願人 (氏名又は名称) 株式会社パテント		

<p>1. この報告は、P C T 35 条に基づきこの国際予備審査機関で作成された国際予備審査報告である。 法施行規則第 57 条 ( P C T 36 条 ) の規定に従い出願人に送付する。</p> <p>2. この国際予備審査報告は、この表紙を含めて全部で <u>9</u> ページからなる。</p> <p>3. この報告には次の附属物も添付されている。</p> <p>a. <input checked="" type="checkbox"/> (出願人及び国際事務局に送付される) 附属書類は全部で <u>15</u> ページである。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 補正された明細書、請求の範囲及び/又は図面の用紙、及び/又はこの国際予備審査機関が許可した訂正を含む用紙 (ただし、差し替えられ、又は取り消されたものを除く。)、並びに添付された書簡 ( P C T 規則 46.5, 66.8, 70.16, 91.2 及び P C T 実施細則第 607 号参照)</p> <p><input type="checkbox"/> この報告の作成開始時に、許可されていないか、この国際予備審査機関に通知されなかったために、国際予備審査機関によって考慮されなかった訂正を含む差替用紙及び添付された書簡 ( P C T 規則 66.4 の 2, 70.2(e), 70.16 及び 91.2)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 第 I 欄 4. 及び補充欄に示したように、国際予備審査機関が、補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認めたか、又は、出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていないと認めた差替用紙によって差し替えられた用紙及び添付された書簡 ( P C T 規則 70.16(b))</p> <p>b. <input type="checkbox"/> (国際事務局のみに送付される) 配列表に関する補充欄に示すように、附属書 C/ST.25 テキストファイル形式のみで提出された配列表を含む電子媒体は全部で _____ (電子媒体の種類及び数を示す)。 ( P C T 実施細則附属書 C 第 3 の 3 段落参照)</p> <p>4. この国際予備審査報告は、次の内容を含む。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 第 I 欄 国際予備審査報告の基礎</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 第 II 欄 優先権</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 第 III 欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての国際予備審査報告の不作成</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 第 IV 欄 発明の単一性の欠如</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 第 V 欄 P C T 35 条 (2) に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 第 VI 欄 ある種の引用文献</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 第 VII 欄 国際出願の欠陥</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 第 VIII 欄 国際出願についての意見</p>
--

国際予備審査請求書を受理した日 2 0 . 1 0 . 2 0 1 5	国際予備審査報告を作成した日 2 0 . 0 3 . 2 0 1 6	
名称及びあて先 日本国特許庁 ( I P E A / J P ) 郵便番号 1 0 0 - 8 9 1 5 東京都千代田区霞が関三丁目 4 番 3 号	特許庁審査官 (権限のある職員) 新崎 純	9 Z 9 9 9 9
	電話番号 0 3 - 3 5 8 1 - 1 1 0 1 内線 3 1 1 3	

様式 P C T / I P E A / 4 0 9 (表紙) ( 2 0 1 5 年 1 月 )

## 第 I 欄 報告の基礎

1. 言語に関し、この国際予備審査報告は以下のものを基礎とした。

- 出願時の言語による国際出願
- 出願時の言語から次の目的のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
- 国際調査 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
- 国際公開 (PCT規則12.4(a))
- 国際予備審査 (PCT規則55.2(a)及び/又は55.3(a)及び(b))

2. この報告は下記の出願書類を基礎とした。(法第6条(PCT14条)の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この報告において「出願時」とし、この報告に添付していない。)

- 出願時の国際出願書類、又は、
- 明細書 第 1-9, 11-29, 31-38 ページ、出願時に提出されたもの  
第 10, 10/1, 10/2 ページ\*、20.10.2015 付けで国際予備審査機関が受理したもの  
第 30, 30/1 ページ\*、22.01.2016 付けで国際予備審査機関が受理したもの
- 請求の範囲 第 \_\_\_\_\_ 項、出願時に提出されたもの  
第 \_\_\_\_\_ 項\*、PCT 19条の規定に基づき補正されたもの  
第 1, 3-9, 11-20 項\*、20.10.2015 付けで国際予備審査機関が受理したもの
- 図面 第 1-7 ページ/図、出願時に提出されたもの  
第 \_\_\_\_\_ ページ/図\*、 \_\_\_\_\_ 付けで国際予備審査機関が受理したもの  
第 \_\_\_\_\_ ページ/図\*、 \_\_\_\_\_ 付けで国際予備審査機関が受理したもの
- 配列表  
配列表に関する補充欄を参照すること。

3.  補正により、下記の書類が削除された。

- 明細書 第 \_\_\_\_\_ ページ
- 請求の範囲 第 2, 10 項
- 図面 第 8 ページ/図
- 配列表 (具体的に記載すること) \_\_\_\_\_

4.  この報告は、補充欄に示したように、この報告に添付されかつ以下に示した補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められるか、又は、この報告に添付されかつ以下に示した補正に出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書類が添付されていなかったため、その補正がされなかったものとして作成した。(PCT規則70.2(c)及び(cの2))

- 明細書 第 22, 31 ページ
- 請求の範囲 第 \_\_\_\_\_ 項
- 図面 第 \_\_\_\_\_ ページ/図
- 配列表 (具体的に記載すること) \_\_\_\_\_

5.  この報告は、PCT規則91の規定により国際予備審査機関が許可した又は国際予備審査機関に通知された明らかな誤りの訂正を、

- 考慮に入れて作成された (PCT規則66.1(d)の2)及び70.2(e))。
- 考慮に入れずに作成された (PCT規則66.4の2及び70.2(e))。

6. トップアップ調査について(PCT規則66.1の3及び70.2(f))

- 国際予備審査機関は、20.03.2016 付けでトップアップ調査を行った。
- トップアップ調査の結果、追加の関連する文献が発見された。
- トップアップ調査が何ら有益な目的に資さないため、国際予備審査機関はトップアップ調査を行わなかった。

7.  この報告を作成するにあたり、補充国際調査機関である \_\_\_\_\_

から受領した補充国際調査報告を考慮した。(PCT規則45の2.8(b)及び(c))

\* 4. に該当する場合、その用紙に "superseded" と記入されることがある。

## 第Ⅱ欄 優先権

1.  この報告は、次の書類が所定の期間内に提出されなかったため、優先権の主張がされなかったものとして作成した。
  - 優先権の主張の基礎となる先の出願の写し（P C T規則 66.7(a)）
  - 優先権の主張の基礎となる先の出願の翻訳文（P C T規則 66.7(b)）
  
2.  この報告は、優先権の主張が無効であると認められるので、優先権の主張がされなかったものとして作成した。（P C T規則64.1）

したがって、この報告においては、上記国際出願日を基準日とする。
  
3. 追加の意見（必要ならば）

特許性に関する国際予備報告

国際出願番号 PCT/J P 2 0 1 5 / 8 8 8 8 8 8

## 第Ⅲ欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成

次に関して、当該請求の範囲に記載されている発明の新規性、進歩性又は産業上の利用可能性につき、次の理由により審査しない。

国際出願全体

請求項 8-9

理由：

この国際出願又は請求項 8 は、国際予備審査をすることを要しない次の事項を内容としている（具体的に記載すること）。

請求項は8は、コンピュータプログラム言語により表現されたプログラムリストであり、情報の単なる提示に該当する。

明細書、請求の範囲若しくは図面（次に示す部分）又は請求項 8-9 の記載が、不明確であるため、見解を示すことができない（具体的に記載すること）。用語「??」は普通に用いられているものでもなく明細書中にも定義されていない。

全部の請求項又は請求項 \_\_\_\_\_ が、明細書による十分な裏付けを欠くため、見解を示すことができない（具体的に記載すること）。

請求項 8 について、国際調査報告が作成されていない。

入手可能な配列表が存在せず、有意義な見解を示すことができなかった。

出願人は所定の期間内に、

附属書C/ST.25テキストファイル形式で配列表を提出しなかったため、国際予備審査機関は、認められた形式及び方法で配列表を入手することができなかった。又は、提出された配列表がPCT実施細則附属書Cに定める基準を満たしていなかった。

PCT実施細則附属書Cに定める基準を満たす紙形式又はイメージファイル形式で配列表を提出しなかったため、国際予備審査機関は、認められた形式及び方法で配列表を入手することができなかった。又は、提出された配列表がPCT実施細則附属書Cに定める基準を満たしていなかった。

PCT規則13の3.1(a)又は(b)及び13の3.2に基づく命令に応じた配列表の提出のための、要求された遅延提出手数料を支払わなかった。

詳細については補充欄を参照すること。

日本国特許庁ではこの項目は使用しない。

様式PCT/IPEA/409（第Ⅲ欄）（2015年1月）

## 第IV欄 発明の単一性の欠如

1.  請求の範囲の減縮又は追加手数料の納付命令書に対して、出願人は、規定期間内に、
- 請求の範囲を減縮した。
  - 追加手数料を納付した。
  - 追加手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、異議を申し立てた。
  - 追加手数料の納付と共に異議を申し立てたが、規定の異議申立手数料を支払わなかった。
  - 請求の範囲の減縮も、追加手数料の納付もしなかった。
2.  国際予備審査機関は、発明の単一性の要件を満たしていないと判断したが、PCT規則68.1の規定に従い、請求の範囲の減縮及び追加手数料の納付を出願人に求めないこととした。
3. 国際予備審査機関は、PCT規則13.1、13.2及び13.3に規定する発明の単一性を次のように判断する。
- 満足する。
  - 以下の理由により満足しない。  
 文献1（JP 2006-987654 A（有限株式会社））、2006.07.12、段落【0026】-【0030】、第7図）には、Aを有する装置が記載されている。したがって、請求項1に係る発明は、文献1に記載された発明に対して新規性が認められず、特別な技術的特徴を有しない。よって、請求の範囲には、以下に示す2の発明（群）が含まれる。  
 なお、特別な技術的特徴を有しない請求項1に係る発明は、発明1に区分する。  
 （発明1）請求項1, 3-7, 11-15：A及びBを有する装置。  
 （発明2）請求項16-20：A及びBを有する装置
4. したがって、国際出願の次の部分について、この報告を作成した。
- すべての部分
  - 請求項 1, 3-7, 11-15 に関する部分



第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての法第12条（PCT35条(2)）に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

## 1. 見解

新規性 (N)	請求項 11-15	有
	請求項 1, 3-7	無
進歩性 (I S)	請求項 14-15	有
	請求項 1, 3-7, 11-13	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項 1, 3-7, 11-15	有
	請求項	無

## 2. 文献及び説明 (PCT規則 70.7)

- 文献1: JP 2006-987654 A (有限会社発明)  
2006.07.12, 段落【0026】-【0030】, 第7図  
& US 6543210 A, 第5欄, 第5-30行, 第7図
- 文献2: JP 2005-599999 A (パテント・インコーポレイテッド)  
2005.06.14, 請求項1, 第1図  
& WO 2003/399999 A1
- 文献3: JP 4321567 B2 (パテマル株式会社)  
2002.02.20, 全文, 第1図 (ファミリーなし)
- 文献4: 日本国実用新案登録出願 4-12222 号 (日本国実用新案登録出願  
公開 5-23333 号) の願書に添付した明細書及び図面の内容を記  
録した CD-ROM (特許工業株式会社) 1993.10.12,  
全文, 第1-3図 (ファミリーなし)

請求項 1, 3-7 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1の段落【0026】-【0030】及び第7図に記載されているので、新規性、進歩性を有しない。

請求項 11-13 に係る発明は、文献1と国際調査報告で引用された文献2 (請求項1, 第1図) とにより進歩性を有しない。文献2に記載された〇〇〇〇に、文献1に記載の△△装置を搭載することは、当業者にとって容易である。

請求項 14-15 に係る発明は、国際調査報告に引用されたいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。  
文献1には、××××が記載されている。また、文献2には、□□□が記載されており、文献3-4には、\*\*\*が記載されている。  
しかしながら、いずれの文献にも、請求項 14-15 に係る発明が有する [...] が記載されておらず、請求項 14-15 に係る発明はそれにより [~] という有利な効果を発揮する。

特許性に関する国際予備報告

国際出願番号 PCT/J P 2 0 1 5 / 8 8 8 8 8 8

## 第VI欄 ある種の引用文献

## 1. ある種の公表された文書 (PCT規則 70.10)

出願番号 特許番号	公知日 (日. 月. 年)	出願日 (日. 月. 年)	優先日 (有効な優先権の主張) (日. 月. 年)
EP 4567890 A1 [E, A]	27. 11. 2013	23. 05. 2012	
JP 2014/999999 A [E, X]	29. 05. 2014	31. 10. 2013	14. 11. 2012

## 2. 書面による開示以外の開示 (PCT規則 70.9)

書面による開示以外の開示の種類	書面による開示以外の開示の日付 (日. 月. 年)	書面による開示以外の開示に言及している 書面の日付 (日. 月. 年)

## 第Ⅶ欄 国際出願の欠陥

この国際出願の形式又は内容について、次の欠陥を発見した。

第12頁第12行の「▽▽▽」の記載は、学術用語ではない。

## 第Ⅷ欄 国際出願についての意見

請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲の明細書による十分な裏付けについての意見を次に示す。

請求項7は、明細書によって十分に裏付けされていない。

第3図は不鮮明である。すなわち、請求項7の発明を適切に図解していない。

## 配列表に関する補充欄

## 第 I 欄 2. の続き

1. この国際出願で開示されかつ請求の範囲に係る発明に必要なヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき国際予備報告を作成した。
- a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表  
 附属書C/ST. 25テキストファイル形式  
 紙形式又はイメージファイル形式
- b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST. 25テキストファイル形式の配列表
- c.  国際出願日後に、国際調査及び／又は国際予備審査のために提出された配列表  
 附属書C/ST. 25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))  
 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
- d.  PCT34条に基づく補正\*として \_\_\_\_\_ 付けて国際予備審査機関に提出された配列表  
 附属書C/ST. 25テキストファイル形式(望ましくは、テキストの最初の行の“Amended”の表示により特定される)  
 紙形式又はイメージファイル形式
2.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
3. 補足意見：

\* 第 I 欄 4. に該当する場合、国際予備審査報告の基礎となる配列表に“superseded”と記入されることがある。

特許性に関する国際予備報告

国際出願番号 PCT / J P 2 0 1 5 / 8 8 8 8 8 8

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第  欄の続き